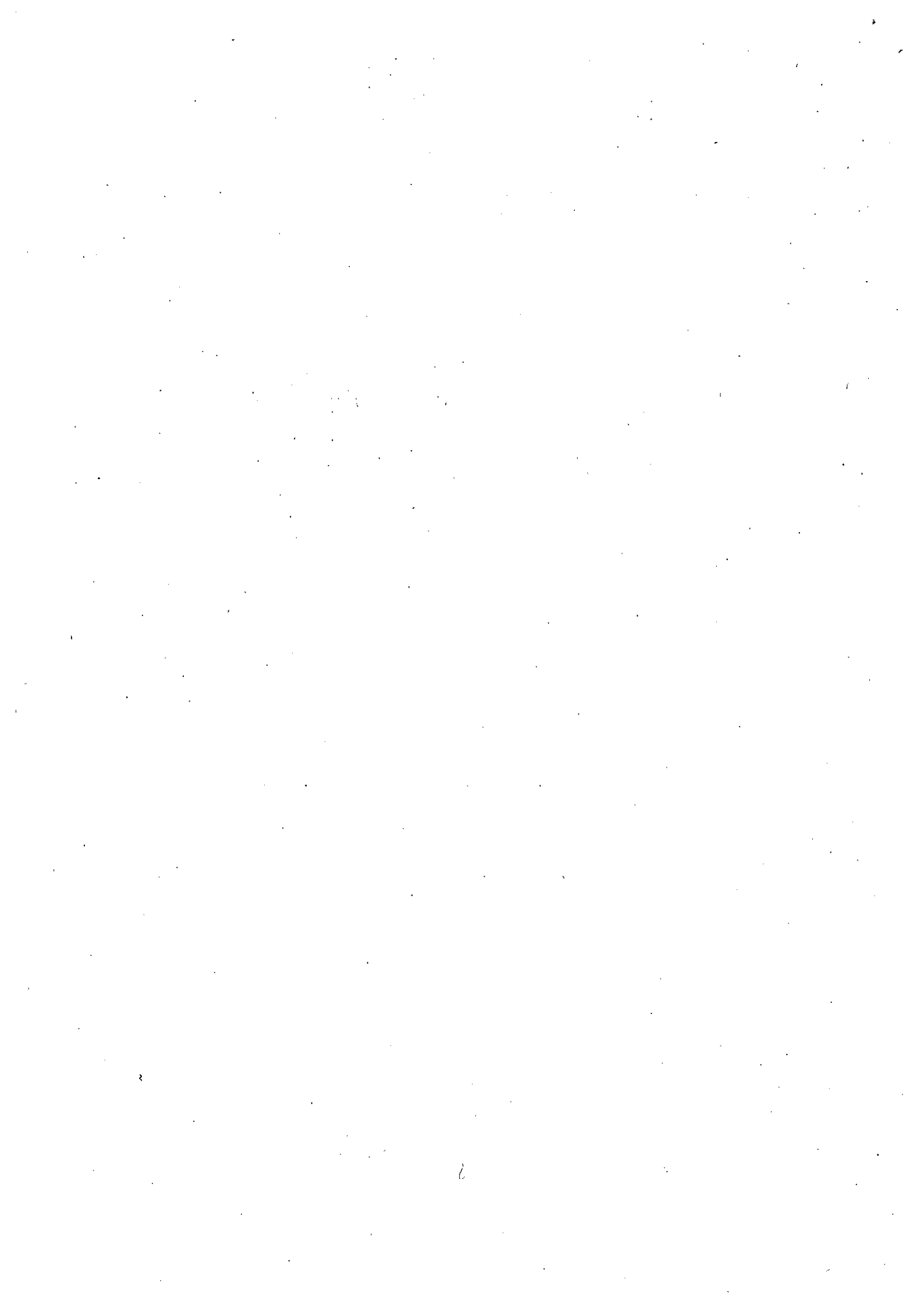


請願第4号 「下水道の整備に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法」
に関する請願について

(目次)	(ページ)
1 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)における主な制度の概要	1
2 し尿・浄化槽汚泥発生量の推移(見込み)	2
3 事業者別し尿収集状況	3
4 長崎市し尿収集区域	4
5 長崎市合理化事業計画(平成23年作成)	5~24

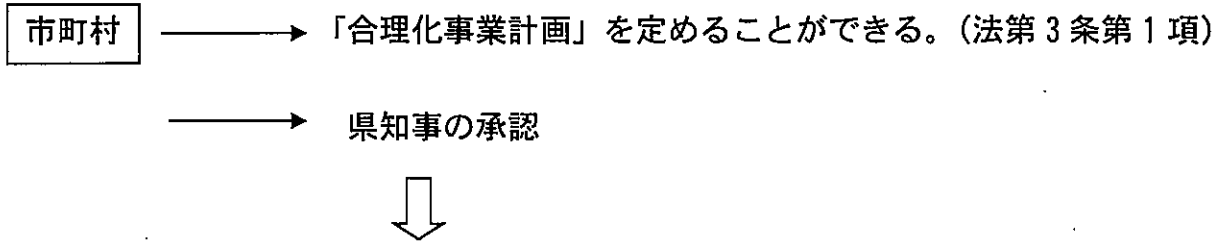
環 境 部

令和元年7月



「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）」
における主な制度の概要

1 合理化事業計画



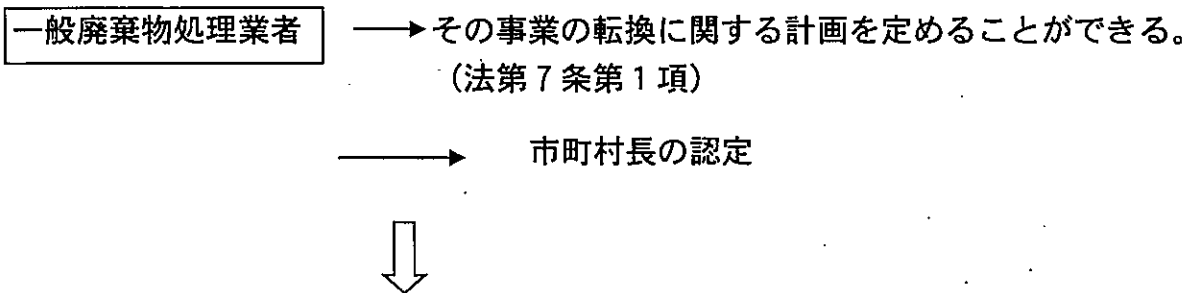
内容（法第3条第2項）

- ① 下水道整備等による一般廃棄物処理業の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項
- ② 一般廃棄物処理業の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項
- ③ 業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者に対する資金上の措置に関する事項 等



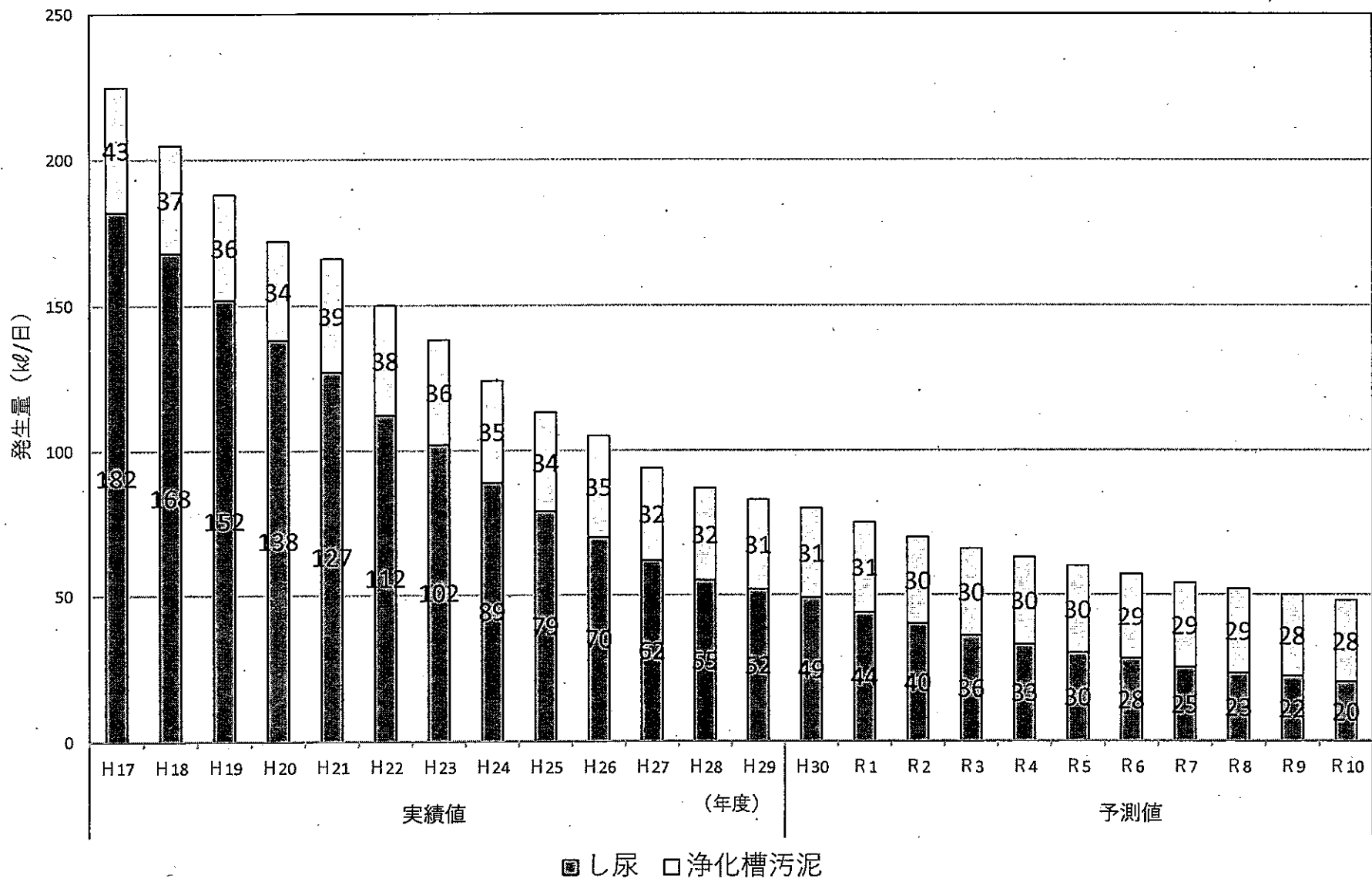
合理化事業の実施

2 事業の転換に関する計画



金融上の措置、就職のあっせん等（法第8条、第9条）

し尿・浄化槽汚泥発生量の推移（見込み）（長崎市）



事業者別し尿収集状況

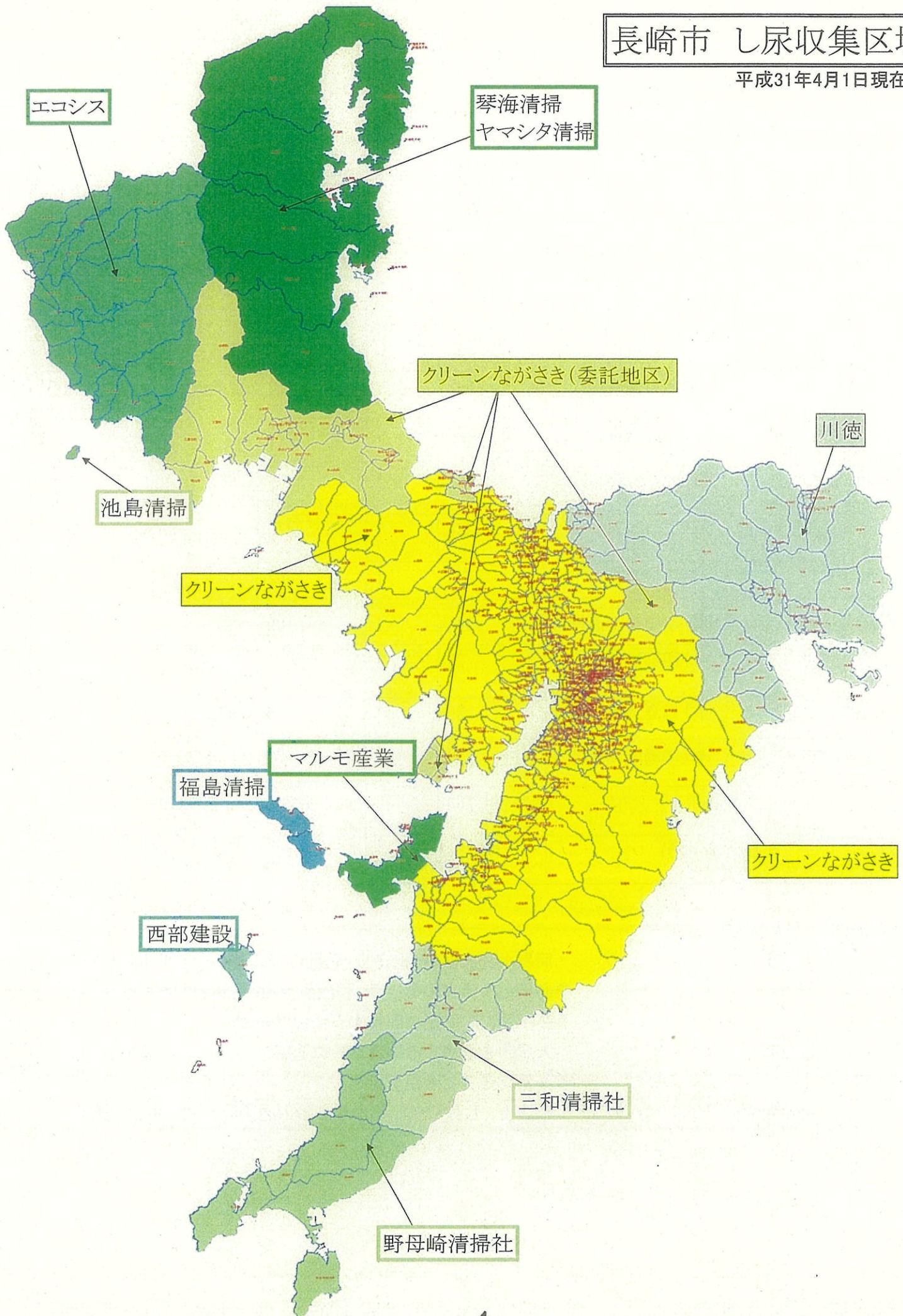
地区名	業者名	し尿収集量 (kℓ) [H29 年度]	推計台数 (台)	し尿汲取件数 (件) [H29 年度]	料金 (R1.7 時点)	
下記以外の地区	(一財) クリーンながさき	12,628	8	5,543	人頭制	1,150 円
東長崎・三川・川平地区	(有) 川徳	1,913	2	609	従量制 無臭便槽加算	411 円 822 円
小計①		14,541		6,152		
野母崎地区	(有) 野母崎清掃社	592	1	458	従量制	310 円
三和地区	(有) 三和清掃社	1,174	1	851		
香焼地区	(有) マルモ産業	36	1	5		411 円
外海(本土)地区	(株) エコス	966	1	470		310 円
琴海地区	琴海清掃(有)	1,093	1	302		
	(有) ヤマシタ清掃	341	1	109		
高島地区	(株) 西部建設	22	1	4	人頭制	1,150 円
伊王島地区	(有) 福島清掃	35	1	28	従量制	411 円
池島地区	(有) 池島清掃	5	1	24		
小計②		4,264		2,251		
合計 (①+②)		18,805		8,403		

※汲取り料金の用語について

- 1 人頭制 簡易水洗式便槽（構造上、便器の使用時に少量の水等の使用を必要とするものをいう。）以外の便槽を使用する一般世帯のうち1月に1回定期収集する場合に適用。
- 2 従量制 人頭制を適用する場合以外に適用。18リットルまでごとに収集量に応じて金額を算定。
- 3 無臭便槽加算 構造上、し尿収集時等に水の投入を必要とするものに適用。

長崎市 し尿収集区域

平成31年4月1日現在



長崎市合理化事業計画

平成23年2月

長崎市

目次

1	目的	1
2	本市の状況（平成22年3月31日現在）	1
3	一般廃棄物処理業等の沿革及び現在の状況	2
4	下水道整備等の見通し	2
5	し尿の要処理量の見通し	2～3
6	し尿の処理体制の水準	3
7	し尿処理業の経営の見通し	3
8	合理化事業計画の内容	3～5
	(1) 目標	
	(2) 対象	
	(3) 実施期間	
	(4) 実施方法	
別表1-1	し尿処理業委託及び許可業者名簿（旧長崎市）	6
" 1-2	"（合併地区）	7
" 2-1	し尿要処理量の見通し（旧長崎市）	8
" 2-2	"（合併地区）	9
" 3-1	し尿処理体制の水準及び見通し（旧長崎市）	10
" 3-2	"（合併地区）	11
添付資料1	旧長崎市の区域の整理	12
" 2	転廃交付金の交付計画	13
" 3	転廃交付金の算定根拠	14～18

1 目的

本市のし尿収集業者は、下水道整備に伴うし尿収集世帯の減少及び散在化等により大きな影響を受けており、特に、旧長崎市のし尿収集業者は、し尿処理手数料が長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）に規定する上限額に達していることから、収入の増加が見込めず、厳しい経営状況にあり、（株）長崎衛生公社は、平成24年度からの財団法人化並びにし尿収集業務の完全委託化に向けて、別途、改革を進めているものの、その他の3業者については、喫緊の支援策が求められている状況である。

このようなことから、本計画は、この旧長崎市の3業者への支援策を主眼に置き、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、将来にわたり、本市におけるし尿の適正な収集を確保するため、し尿収集業者の円滑な事業転換を図ることを目的として策定する。

なお、今回の計画については、し尿のみを対象とし、浄化槽汚泥収集運搬業及び浄化槽清掃業については、今後検討する。

2 本市の状況（平成22年3月31日現在）

人 口 443,615人
世帯数 200,710世帯
面 積 406.40km²
地 勢

本市は、西側、南側、東側で海に面し、五島灘、橘湾、大村湾が広がっている。また、市域の背骨を通るように山稜が位置し、標高590mの八郎岳を最高点とする300から400m級の山々が連なり、リアス式の長く複雑な海岸線とあいまって「海と緑」を身近に感じることのできる豊かな自然に恵まれている。

長崎港内部の造成地とそこに注ぐ中島川周辺や、浦上川沿いの南北に細かく連なる比較的平坦な地域には、商業・業務機能が集積しており、平坦地が少ないため、長崎港に面し山腹を這い上がるように形成された斜面市街地とあいまって独特な都市景観を創りだしているが、このことは、本市の廃棄物行政を遂行するにあたり種々の制約となっている現状がある。

3 一般廃棄物処理業等の沿革及び現在の状況

本市のし尿収集業務は、昭和30年代まで、一部直営収集地区を除き、市内の許可業者25業者が、地区の制限なく、各家庭からの申し込みに応じて臨機に収集する、いわゆる自由汲み取りを行っていたが、し尿収集にかかる責任が不明確で、高台等の収集困難地区においては、し尿収集が円滑に行われず、また一部の業者においては条例で定める額を超える水増し請求を行うなどの実態があり、市民生活に支障をきたす状況にあった。

このような状況の中、これらへの抜本的対策を講じるため、昭和39年2月、廃業する6業者を除く許可業者19業者を統合し、併せて本市としても経営に参画し、指導・監督していく必要性から資本金の3分の1を出資した中で、(株)長崎衛生公社が設立され、その後、この(株)長崎衛生公社並びに平成9年に許可業者となった民間3業者によって、し尿収集業務が行われてきた。

また、平成の大合併により、平成17年1月に、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町と、平成18年1月に琴海町と合併したことにより許可業者である民間9業者が増え、現在、(株)長崎衛生公社と許可業者である民間12業者の計13業者により行われており、旧長崎市においては、(株)長崎衛生公社と許可業者である民間3業者により月1回の定期くみ取りを中心とした計画収集を、合併地区においては、許可業者である民間9業者により随時汲み取りを中心とした収集を実施している。

なお、平成21年度末現在の本市のし尿の要処理量は、旧長崎市で34,584k1、合併地区で11,662k1であり、別表1-1及び1-2の業者が収集運搬を行っている。

4 下水道整備等の見通し

本市の公共下水道普及率は、平成21年度末現在、旧長崎市で92.8%、合併地区で53.3%であり、別表2-1及び2-2のとおり推移する見通しである。

5 し尿の要処理量の見通し

本市の下水道普及率の伸びに伴い、し尿の要処理量は、別表2-1及

び2-2のとおり減少すると予測される。

6 し尿の処理体制の水準

本市の年度別のし尿の要処理量は、別表2-1及び2-2のとおり推移し、それに伴い、別表3-1及び3-2のとおりし尿の処理体制の推移が見込まれる。

7 し尿処理業の経営の見通し

本市におけるし尿処理業務は、委託制及び許可制を併用しており、下水道普及率の向上により別表3-1及び3-2のとおりの影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容

(1) 目標

本市におけるし尿収集業者のうち、(株)長崎衛生公社を除く旧長崎市のし尿収集業者が保有するし尿の処理に係る許可車両8台について、平成27年度末までに4台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1-1及び1-2に示すし尿処理業者を対象とする。

(3) 実施期間

本計画の実施期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

(4) 実施方法

各地区の基本方針に基づき、支援策を実施する。

(旧長崎市のし尿収集業者対策についての基本方針)

旧長崎市のし尿収集業者のうち、(株)長崎衛生公社については、安定的な経営体制を構築すること等を目標に、平成24年度から株式会社という会社形態を見直し、財団法人化する方向で、別途、経営改革を進める。また、同年度よりし尿収集業務の完全委託化を図る。

また、し尿収集を専業としている中、車両1台当たりの適正し尿収集量に基づき算出した必要車両台数が1台未満であるし尿収集業者については、平成23年度末をもって廃業の措置を講じることとし、廃業の際には、以下に示す転廃交付金を交付する。

なお、廃業の措置を講じることとなったし尿収集業者等の許可区域の移管については、移管を受けるし尿収集業者において、許可区域の拡大が経費の増大につながらないこと、また、それに伴う将来的な行政費用負担等を勘案した上で、平成23年度末時点での許可対象車両は増車しないことを前提とする。

転廃交付金の交付

廃業に際しては、平成元年7月25日環衛第103号厚生省水道環境部環境整備課長通知の計算式等により算出した減価補てん金と転廃業助成金の合計額である転廃交付金を交付する。

・減価補てん金

廃業する車両の減価を補てんするために、償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額。

・転廃業助成金

し尿収集業者の転廃業を助成するために交付する金額。

転廃業助成金は、廃業する車両が予定耐用年数以内の場合は、下記(1)の計算式とし、予定耐用年数を経過した車両の場合には、(2)の計算式とするが、本計画においては、予定耐用年数を過ぎた車両のみ対象になるため、(2)の計算式 $P \times d$ となる。

(1) 予定耐用年数以内の場合

①償却方法として定額法を選定している場合

$$\text{転廃業助成金} = \frac{P \times N_2}{0.9 \times N_1 + 0.1 \times N_2} \times C$$

②償却方法として定率法を選定している場合

$$\text{転廃業助成金} = \frac{P}{(1-k)^{N_2-N_1}} \times C$$

(2) 予定耐用年数を過ぎている場合

$$\text{転廃業助成金} = P \times d$$

P : 減価補てん金

N₁ : 残耐用年数

N₂ : 予定耐用年数

K : 償却率

C : 市町村が定める係数 (2) の計算式によるため該当なし

d : 市町村が定める係数 37.922

(合併地区のし尿収集業者対策についての基本方針)

合併地区においては、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、浄化槽清掃を各地区1業者（琴海地区のみ2業者）のみ許可しており、し尿収集業務にかかる経営安定化について寄与しているところであるが、現段階では、し尿汲み取り料金が、条例に規定する上限額に達していないことから、計画期間中（平成23年度～27年度）は、し尿収集量及び経営状況等を十分見極めた上で、必要に応じて料金の改定を行うことにより、合併地区のし尿収集業者の経営安定化を図り、適正なし尿処理体制を確保する。

(別表1-1)

し尿処理業委託及び許可業者名簿 (旧長崎市)

平成22年4月1日現在

業者名	代表者名	住所・電話番号	許可台数	保有車両台数					
				2t	3t	4t	8t	10t	計
(株)長崎衛生公社	代表取締役 中嶋 隆範	長崎市茂里町2番2号 095-844-4111	21	26	-	-	5	-	31
(有)川徳	代表取締役 下釜 好子	長崎市田中町280番地1 095-839-1600	4	3	-	3	1	-	7
(有)長崎衛生工業	取締役 大山 百合子	長崎市小江町2228番地5 095-848-0668	2	1	-	1	-	-	2
(有)寿産業	取締役 下舞 政子	長崎市三川町678番地6 095-846-3500	2	1	-	1	-	-	2
合計	4業者		29	31	-	5	6	-	42

※ 各業者の許可台数は現在のし尿処理業務量に応じて定められた台数であるのに対し、保有台数は予備車両を含め各業者が実際に保有する台数を示す。本計画の対象となる減車車両台数は許可台数をもとに設定する。

(別表1-2)

し尿処理業委託及び許可業者名簿 (合併地区)

平成22年4月1日現在

業者名	代表者名	住所・電話番号	許可台数	保有車両台数					
				2t	3t	4t	8t	10t	計
(有)野母崎清掃社	代表取締役 向井 秀樹	長崎市高浜町 3265 番地 36 095-894-2041	2	1	1	-	-	1	3
(有)三和清掃社	代表取締役 峰 虎男	長崎市為石町 1669 番地 095-892-2866	3	-	3	-	-	1	4
(有)マルモ産業	代表取締役 森保 幸	長崎市深堀町 5 丁目 189 番地 095-871-5395	1	-	1	-	-	-	1
(株)エコシス	代表取締役 富吉 聰伍	佐世保市日野町 761 番地 1 0956-28-1511	2	1	-	10	-	-	11
琴海清掃(有)	代表取締役 濱本 泰	長崎市長浦町 1100 番地 095-885-2504	3	1	1	1	-	-	3
(有)ヤマシタ清掃	代表取締役 山下 研吾	長崎市琴海戸根町 3101 番地 13 095-884-2050	2	-	1	1	-	-	2
西部建設(株) 高島出張所	所長 古賀 龍二	長崎市高島町 2706 番地 095-896-2050	0	1	-	-	-	-	1
(有)福島清掃	代表取締役 福島 和博	長崎市小江原 2 丁目 6 番 6 号 095-848-9645	0	1	-	-	-	-	1
池島清掃(有)	代表取締役 太田 誠一郎	長崎市池島町 152 番地 1 0959-26-0075	0	-	-	2	-	-	2
合計	9 業者		13	5	7	14	0	2	28

※1 各業者の許可台数は現在のし尿処理業務量に応じて定められた台数であるのに対し、保有台数は予備車両を含め各業者が実際に保有する台数を示す。本計画の対象となる減車車両台数は許可台数をもとに設定する。

※2 (株)エコシスは4t車10台を保有しているが、そのうち9台は、佐世保市及び西海市のし尿収集運搬車両のため除く。

※3 西部建設(株)、(有)福島清掃及び池島清掃(有)については、委託地区のため許可台数は0台とする。

(別表 2 - 1)

し尿要処理量の見通し (旧長崎市)

	実績	推 計						
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①行政区域内人口 (人)	403, 182	399, 352	395, 279	391, 208	387, 139	383, 035	378, 937	
②下水道普及率 (%)	92. 8	93. 4	93. 9	94. 2	94. 4	94. 4	94. 4	
③下水道普及人口 (人)	374, 041	372, 995	371, 167	368, 518	365, 459	361, 585	357, 717	
④下水道水洗化率 (%)	94. 5	94. 8	95. 1	95. 6	95. 9	96. 2	96. 3	
⑤下水道水洗化人口 (人)	353, 358	353, 485	353, 105	352, 224	350, 455	347, 666	344, 454	
⑥処理区域外人口 (人)	29, 141	26, 357	24, 112	22, 690	21, 680	21, 450	21, 220	
し尿等要処理人口 (人)	⑦浄化槽	12, 021	12, 148	12, 313	12, 476	12, 622	12, 760	12, 883
	⑧農業集落排水	444	441	435	432	429	426	420
	⑨し尿処理	37, 359	33, 278	29, 426	26, 076	23, 633	22, 183	21, 180
⑩し尿要処理量 (kl)	34, 584	30, 874	26, 917	23, 257	20, 397	18, 574	17, 493	
⑪浄化槽汚泥の要処理量 (kl)	7, 311	7, 377	7, 451	7, 527	7, 603	7, 679	7, 753	

※ 各年度とも 3 月 31 日現在

①行政区域内人口については、平成 21 年度実績をもとに生活排水処理基本計画 (H20. 3) にて推計

②下水道普及率=③下水道普及人口÷①行政区域内人口×100

④下水道水洗化率=⑤下水道水洗化人口÷③下水道普及人口×100

⑥処理区域外人口=①行政区域内人口-③下水道普及人口

⑩し尿要処理量=⑨し尿要処理人口×し尿排出原単位 [ℓ/人・日] ×365

⑪浄化槽汚泥要処理量=⑦浄化槽汚泥要処理人口×浄化槽汚泥排出原単位 [ℓ/人・日] ×365

(浄化槽汚泥の要処理量には集落排水汚泥処理量も含む。)

(別表 2 - 2)

し尿要処理量の見通し (合併地区)

		実績	推 計					
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①行政区域内人口 (人)		40,433	40,687	40,345	40,006	39,665	39,324	38,982
②下水道普及率 (%)		53.3	58.8	62.9	65.9	65.8	65.8	65.7
③下水道普及人口 (人)		21,570	23,924	25,377	26,364	26,100	25,875	25,611
④下水道水洗化率 (%)		78.5	85.2	87.9	89.4	90.2	90.9	91.5
⑤下水道水洗化人口 (人)		16,931	20,383	22,306	23,569	23,542	23,520	23,434
⑥処理区域外人口 (人)		18,863	16,763	14,968	13,642	13,565	13,449	13,371
し尿等要処理人口 (人)	⑦浄化槽	4,274	3,953	3,873	3,854	3,817	3,797	3,784
	⑧農業集落排水	6,983	6,983	6,924	6,866	6,808	6,749	6,690
	⑨し尿処理	12,245	9,368	7,242	5,717	5,498	5,258	5,074
⑩し尿要処理量 (kl)		11,662	10,497	8,115	6,406	6,161	5,892	5,686
⑪浄化槽汚泥の要処理量 (kl)		6,980	6,746	6,660	6,613	6,554	6,505	6,461

※ 各年度とも 3 月 31 日現在

①行政区域内人口については、平成 21 年度実績をもとに生活排水処理基本計画 (H20.3) にて推計

②下水道普及率 = ③下水道普及人口 ÷ ①行政区域内人口 × 100

④下水道水洗化率 = ⑤下水道水洗化人口 ÷ ③下水道普及人口 × 100

⑥処理区域外人口 = ①行政区域内人口 - ③下水道普及人口

⑩し尿要処理量 = ⑨し尿要処理人口 × し尿排出原単位 [ℓ/人・日] × 365

⑪浄化槽汚泥要処理量 = ⑦浄化槽汚泥要処理人口 × 浄化槽汚泥排出原単位 [ℓ/人・日] × 365

(浄化槽汚泥の要処理量には集落排水汚泥処理量も含む。)

(別表 3 - 1)

し尿処理体制の水準及び見通し (旧長崎市)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①年間し尿要処理量 (kl)	34,584	30,874	26,917	23,257	20,397	18,574	17,493
②1台あたりの年間処理量 (kl)	1,193	1,143	1,282	1,107	1,074	1,161	1,093
③要処理車両台数 (台)	29	27	21	21	19	16	16
④要減車車両台数 (台)	0	2	6	0	2	3	0
⑤減車計画台数 (台)	0	2	6	0	2	3	0
⑥合計許可車両台数 (台)	29	27	21	4	4	4	4

①年間し尿要処理量=別表 2-1 「し尿要処理量の見通し」による。

②1台あたりの年間処理量=①年間し尿要処理量÷③要処理車両台数

③要処理車両台数=各業者の収集区域の地域性や収集実態を踏まえて業者ごとに確定した合計台数

④要減車車両台数=前年度要処理車両台数-一次年度要処理車両台数

⑤減車計画台数=要減車車両台数

⑥合計許可車両台数=本市が廃棄物処理法にもとづき、一般廃棄物収集運搬業として許可している台数

※業者別減車台数=実施期間に次のとおり4台減車するもの

(南)寿産業 2台 (2t-1台、4t-1台)

(南)長崎衛生工業 2台 (2t-1台、4t-1台)

※(株)長崎衛生公社の平成 24 年度以降の許可車両台数については、全部委託になる予定であることから、0台とする。

(株)長崎衛生公社 (H22 年度 2 台減車、H23 年度 2 台減車、H25 年度 2 台減車、H26 年度 3 台減車)

(別表 3 - 2)

し尿処理体制の水準及び見通し (合併地区)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①年間し尿要処理量 (kl)	11,662	10,497	8,115	6,406	6,161	5,892	5,686
②1台当たりの年間処理量 (kl)	729	656	624	493	474	453	437
③要処理車両台数 (台)	16	16	13	13	13	13	13
④要減車車両台数 (台)	0	0	3	0	0	0	0
⑤減車計画台数 (台)	0	0	0	0	0	0	0
⑥合計許可車両台数 (台)	13	13	13	13	13	13	13

①年間し尿要処理量＝別表 2 - 2 「し尿要処理量の見通し」による。

②1台あたりの年間処理量＝①年間し尿要処理量÷③要処理車両台数

③要処理車両台数＝各業者の収集区域の地域性や収集実態を踏まえて業者ごとに確定した合計台数

④要減車車両台数＝前年度要処理車両台数－次年度要処理車両台数

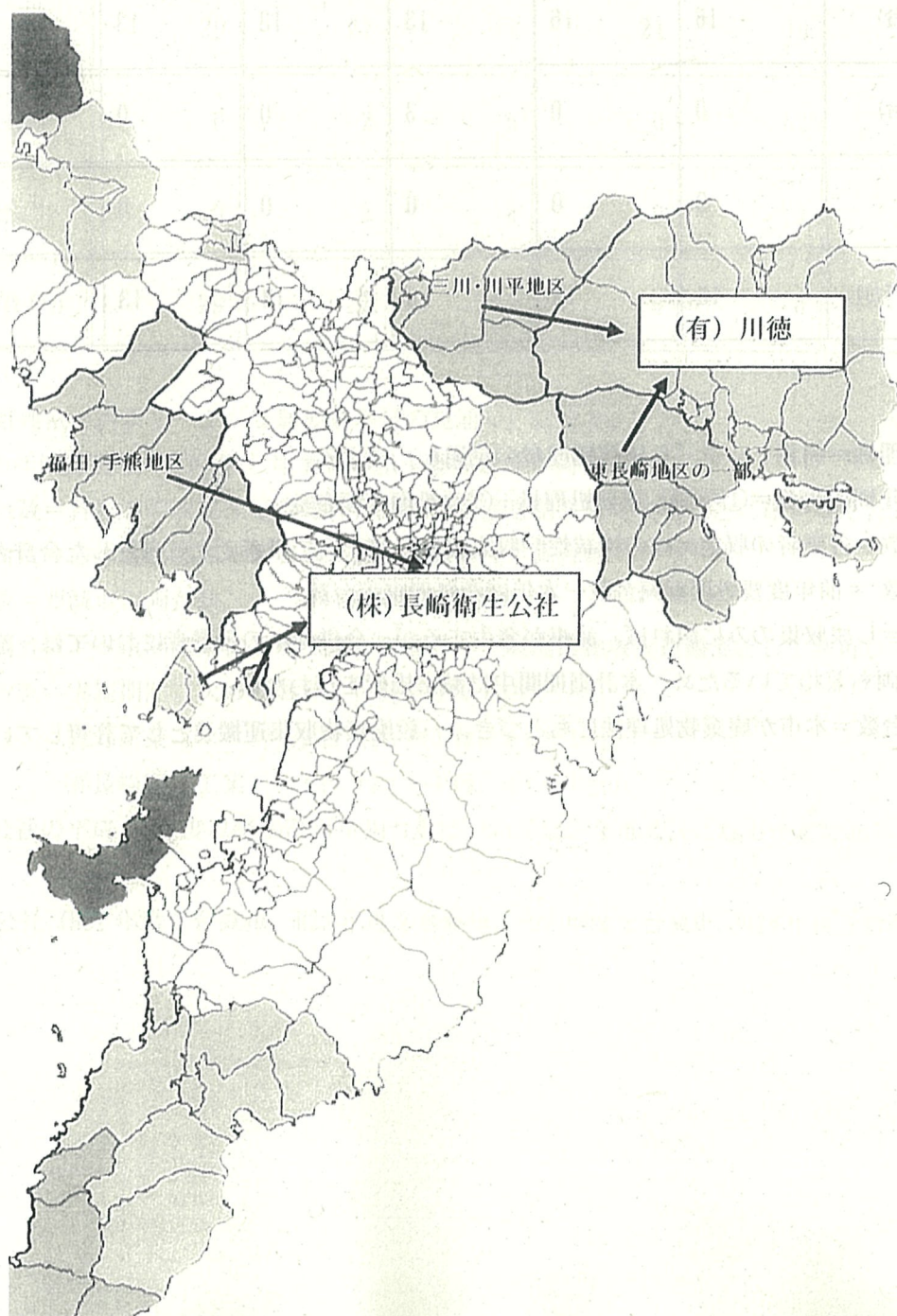
⑤減車計画台数＝し尿収集のみに限れば、減車が発生するが、合併地区の各業者においては、浄化槽汚泥収集運搬車両も兼ねているため、本計画期間中は減車措置を行わない。

⑥合計許可車両台数＝本市が廃棄物処理法にもとづき、一般廃棄物収集運搬業として許可している台数

添付資料1 旧長崎市の区域の整理

廃業の措置を講じることとなった（有）寿産業の許可区域である三川・川平地区の全部（三川町・川平町・三ツ山町・畦別当町・女の都1～4丁目）を（有）川徳に、（株）長崎衛生工業の許可区域である福田・手熊地区の全部（小江町・小浦町・木鉢町1丁目・神ノ島町1丁目の一部・大浜町・福田本町・上浦町・柿泊町・手熊町）を（株）長崎衛生公社に移管する。

併せて、（株）長崎衛生公社の許可区域である東長崎地区の一部（田中町、宿町、芒塚町、界1～2丁目、網場町、春日町、潮見町）を（有）川徳に移管する。



添付資料2 転廃交付金の交付計画

廃業する各業者に対し、次のとおり転廃交付金を交付する。

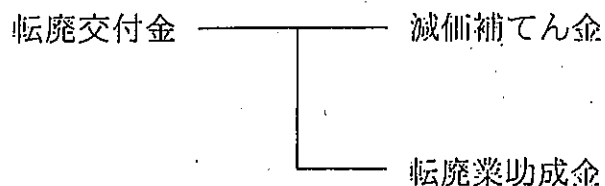
実施 年度	対象業者	転廃交付金（円）						
			①減価補てん金		②転廃業助成金	計（①+②）		
			対象車両台数（台）	減価補てん金内訳（円）				
H23	(有) 寿産業	※770,000	2 t	1	318,750	29,200,000	29,970,000	
			4 t	1	450,000			
	(有) 長崎衛生工業	※770,000	2 t	1	318,750	29,200,000	29,970,000	
			4 t	1	450,000			
	合計		1,540,000		4	1,540,000	58,400,000	59,940,000

※金額は1万円未満を四捨五入する。

添付資料3 転廃交付金算定根拠

1. 概要

合理化事業計画に基づき、転廃業の措置を講じることとなったし尿収集業者に対して交付する転廃交付金は、下図のように区分する。



減価補てん金と転廃業助成金からなる転廃交付金は、「平成元年7月25日環衛第103号厚生省水道環境部環境整備課長通知」に示される次の計算式により算定する。

減価補てん金…廃棄する車両の減価を補てんするために、償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額

転廃業助成金…し尿収集業者の転廃業を助成するために交付する金額
減価補てん金 × 市町村の定める係数

なお、転廃交付金の交付金額については、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日 国土交通省訓令第76号）」（以下「補償基準」という。）及びその運用方針の考え方に準じて算定する。

2. 転廃交付金

転廃交付金については、補償基準を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。補償基準第47条（営業廃止の補償）に基づき、適用する項目等は次に示すとおりとする。

適用する項目等

	補償項目	補償内容	基本的な積算方法
減価補てん金	① 車両補償	廃車することとなる車両の補償	車両の取得価額×5%
転廃業助成金	② 営業権補償	し尿処理業の権利等に対する対価の補償	平均売上高×利益率÷年利率
	③ 転業補償	転業に通常必要とする期間中の収益相当額の補償	平均売上高×利益率×2年
	④ 離職者補償	解雇する従業員に対する補償	賃金日額×補償日数－雇用保険相当額

① 車両補償

車両補償は、次の式によって求める。

$$\text{車両補償額} = \text{車両の取得価額} \times 5\%$$

車両補償額算出に用いる車両取得価額は、バキューム車の新車価額を用いる。

なお、各車両取得価額は、特装車メーカーの見積額をもとに値引率 25%として算出する。

(収集用 2 t バキューム車)

$$\text{見積額 } 8,500,000 \text{ 円} \times 75\% = \text{①}6,375,000 \text{ 円}$$

(運搬用 4 t バキューム車)

$$\text{見積額 } 12,000,000 \text{ 円} \times 75\% = \text{②}9,000,000 \text{ 円}$$

また、耐用年数を過ぎた車両の場合、帳簿価額は車両取得価額の 5%とみなし、これを車両補償額とする。

(収集用 2 t バキューム車)

$$\text{①} \times 5\% = 6,375,000 \text{ 円} \times 5\% = \text{③}318,750 \text{ 円}$$

(運搬用 4 t バキューム車)

$$\text{②} \times 5\% = 9,000,000 \text{ 円} \times 5\% = \text{④}450,000 \text{ 円}$$

$$\text{車両補償額} = \text{③} + \text{④} = 318,750 \text{ 円} + 450,000 \text{ 円} = 768,750 \text{ 円} \approx 770,000 \text{ 円}$$

② 営業権補償

営業権補償は、次の式によって求める。

$$\text{営業権補償} = \text{平均売上高} \times \text{利益率} \div \text{年利率}$$

営業権補償については、過去 3 年間の平均売上高を基礎として算定することが標準となっているが、廃業する 2 業者は、既に実質的には赤字経営となっていること及び各許可地区における下水道工事の進捗状況が売上高に大きく影響しており、業者ごとに平均売上高を算定した場合、同一規模の事業体でありながら、算定額において不均衡が生じるため、本市において積算したし尿収集にかかる標準委託経費 (収集用 2 t バキューム車 1 台 2 名、運搬用 4 t バキューム車 1 台 0 名、事務員 1 名) を平均売上高と認定した。

(平均売上高) 21,350,000 円

(利益率) 8% 本市におけるし尿及びごみ収集運搬業務委託の事業主利益率

(年利率) 8% 補償基準細則第 26 条第 2 項

$$\text{営業権補償額} = 21,350,000 \text{ 円} \times 8\% \div 8\% = 21,350,000 \text{ 円}$$

③ 転業補償

転業補償は、次の式によって求める。

転業補償＝平均売上高×利益率×転業に通常必要とする期間

(平均売上高) 21,350,000円 営業権補償に記載のとおり

(利益率) 8% 営業権補償に記載のとおり

(転業に通常必要とする期間) 2年 補償基準運用方針第32-6

転業補償額＝21,350,000円×8%×2年＝3,416,000円≒3,420,000円

④ 離職者補償

離職者補償は、次の式によって求める。

離職者補償＝賃金日額×補償日数－雇用保険相当額
＝(賃金日額×252日)－(雇用保険日額×150日)

作業員

[(10,000円×252日)－(5,000円×150日)]×2人
＝(2,520,000円－750,000円)×2人＝3,540,000円①

事務員

[(5,000円×252日)－(2,500円×150日)]×1人
＝(1,260,000円－375,000円)×1人＝885,000円≒890,000円②

離職者補償額＝4,430,000円(①+②)

人員数： 収集用2tバキューム車1台2名、運搬用4tバキューム車1台0名、
事務員1名とする。

作業員単価：12,500円 H22.4長崎県基本単価一覧表の運転手単価による。

事務員単価：作業員単価の半額6,250円とする。

賃金日額：国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針第54の規定により、単価の80/100とする。

作業員 12,500円×80/100＝10,000円

事務員 6,250円×80/100＝5,000円

補償日数：補償基準の運用方針に規定する期間は、1年以内のため、クリーンセンター搬入可能日数の252日とする。

雇用保険日額：雇用保険法第16条により、賃金日額の50/100とする。

作業員 10,000円×50/100＝5,000円

事務員 5,000円×50/100＝2,500円

雇用保険の所定給付日数：雇用保険法第23条の規定により、150日とする。

転廃交付金合計額

① 車両補償	770,000 円
② 営業権補償	21,350,000 円
③ 転業補償	3,420,000 円
④ 離職者補償	4,430,000 円
計	29,970,000 円

上記の転廃交付金を、減価補てん金及び転廃業助成金の算出式にあてはめると、
下式のとおりとなり、「市町村の定める係数」は、37.922 となる。

なお、金額は1万円未満を四捨五入する。

市町村の定める係数

$$= (\textcircled{2}21,350,000 \text{ 円} + \textcircled{3}3,420,000 \text{ 円} + \textcircled{4}4,430,000 \text{ 円}) \div \textcircled{1}770,000 \text{ 円}$$
$$= 37.922$$

減価補てん金 = $\textcircled{1}770,000 \text{ 円}$

転廃業助成金 = $\textcircled{1}770,000 \text{ 円} \times 37.922 = \textcircled{5}29,200,000 \text{ 円}$

転廃交付金合計 = $\textcircled{1} + \textcircled{5} = 29,970,000 \text{ 円}$